

## かながわ男女共同参画プラン（第4次）策定後の男女共同参画に関する動向について

### 1 男女共同参画に関する動向について

2018年5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与するために制定。

#### 【地方公共団体の努力義務】

実態の調査及び情報の収集、啓発活動、環境の整備、人材の育成等。

2018年7月 「働き方改革関連法」（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）公布

2019年2月 「DV等の被害者のための民間シェルター等に関する支援の在り方に関する検討会」設置

2019年3月 W20と第5回WAW!を同時開催

2019年6月 「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）改正

①一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大（常時雇用する労働者301人以上→101人以上）

②女性活躍に関する情報公表の強化、③特例認定制度（プラチナえるぼし）の創設

「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正

2019年6月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正

2020年5月 「防災基本計画」修正

#### 【地方公共団体の努力義務】

平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくこと等が追記された。

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」決定

都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

#### 【平常時の備え（例）】

・職員の体制・研修（防災・危機管理担当部局の管理職や職員のほか、災害時に避難所対策等を行うことが想定される庁内職員に対し、本ガイドラインを踏まえた災害対応に関する研修・訓練等を実施する。）

・防災知識の普及、訓練（住民向けの訓練・啓発等において、女性の視点からの災害対応について考える機会を設ける。）

2020年6月 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」閣議決定

2020年9月 「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」設置、緊急提言

【報告書】(2021年4月)

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大は男女で異なる影響（女性の非正規雇用労働者の減少や自殺者数の増加）
- ・平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことが顕在化。
- ・今こそ幅広い政策分野でジェンダー視点を入れた政策立案が不可欠。

2020年12月 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定

2021年5月 「防災基本計画」修正

【地方公共団体の努力義務】

地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むこと等が追記された。

2021年6月 「育児介護休業法」改正

2021年6月 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」決定

2021年6月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正

政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れており、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備などが必要。

【地方公共団体の責務（努力義務から改正）】

必要な施策の策定及び実施、セクハラ・マタハラに対し必要な施策を講じることが明記された。

## 2 第5次男女共同参画基本計画の概要について

男女共同参画社会基本法第13条に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画。

2030（令和12）年度末までの「基本認識」並びに2025（令和7）年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施による達成を目指す「成果目標」を設定している。